

令和7年度指定管理業務に関する事業報告書（デイ）

施設名 京都市小川老人デイサービスセンター

1 施設の管理運営

- (1) 事業実施期間：2025年4月1日～2026年3月31日
- (2) 開所日及び開所時間帯：365日 午前8時30分～午後5時30分
- (3) 利用定員 30名
- (4) 事業実施地域：京都市上京区全域

2 事業実施内容

(1) 指定管理業務（本来業務：老人デイサービスセンター）
認知症になったり、疾病等により身体が不自由になったりしても、そうなる前と変わらず、家族や地域とのつながりを保ちながら、地域の一員として誇りをもって自立した生活を送れるよう、指定管理調書に基づいた支援に取り組んでいる。
その一環として、学区住民福祉協議会等との連携により毎週水曜日に移動スーパーを、毎第1金曜日にパンの移動販売を実施するなど、ご利用者の生きがい支援、地域住民との交流機会確保を意識した運営に努めている。

(2) 指定管理業務（企画提案業務：指定管理者が提案し、施設内で実施している業務。例：配食サービス）

自主事業の実施状況は、以下の通り。

3 サービス提供状況

管理者：1名、生活相談員：6名、介護職員：15名（兼職6名）、看護職員：2名、機能訓練指導員：2名

再委託の実施状況（協定書に明記のない再委託業務）は、以下の通り。（例：給食調理業務）
・給食調理業務：株式会社LEOCへ委託（入札により決定）。

4 市内中小企業への発注に対する考え方

市内中小企業に委託する場合は、以下の考え方に従って業者選定を行っている。

委託への考え方

- (1) 業務内容が専門的な知識を必要とし、かつ施設内の職員では対応が困難な業務の場合。
- (2) 法人が専門的に行う業務ではないため、専門に行う業者のほうがより効率的に、かつ質の高いものを提供できると判断できる場合。
- (3) 業務内容は簡易であるが、行う人材を集める事が容易ではない場合、その業務を行える人材を集める事に特化した業者がある場合。また備品購入等の発注については、市内の業者を優先して活用していく。

5 施設の利用状況(本来業務に係る施設の稼働率、利用者数、事業参加者数など)

(1)延べ利用者数

①令和7年度実績値	9,091	人
②令和8年度目標値	9,198	人

(2)稼働率

①令和7年度実績値	83	%
②令和8年度目標値	84	%

(3) 収支実績

ア 本来業務（老人デイサービスセンター）

介護保険収入	80,417,176
利用料収入	17,854,022
委託料収入	0
補助金収入	770,634
寄付金収入	0
雑収入	14,000
その他	376,510
収入計	99,432,342

令和7年度収入状況及び支出の状況（単位：円）

人件費	87,744,947
事業費	11,063,438
委託費	3,538,674
小額修繕費	370,392
その他	2,440,963
支出計	105,158,414

6 施設の利用者満足度の把握

(1) 利用者満足度の把握状況

・令和7年12月実施
・配布枚数 100枚 返答枚数 47枚 回収率 47.0%

(2) 利用者満足度把握の結果

	良い	普通	悪い	分からない	その他
・送迎全般について	38人	4人	0人	5人	0人
・入浴全般について	29人	7人	0人	9人	2人
・お食事について	24人	19人	0人	4人	0人
・レクについて	17人	17人	0人	11人	2人
・職員対応について	37人	6人	0人	2人	2人

(3) 意見等への主な対応状況

項目ごとにフリースペース欄を設け、回答が多数あり。その回答に対して全て返答し、デイフロア内に掲示した。・いただいたご意見のうち、要改善事項は施設内会議にて対策の検討、実施を行っている。
・アンケート結果報については施設内に掲示するとともに、ご利用者（ご家族）に送付している。

7 評価（指定管理者自己評価）

・施設の利用状況について、ご利用者との信頼関係を深め、満足していただけるサービス提供に努めた結果、年度通じて83%と高い利用率となった。
・収支状況について、物価高騰（特に光熱費、食材費）により事業費、事務費ともに前年度から大幅な増加となったため、できる限りの経費節減、稼働率向上による収入確保に努めたものの、営業利益を残すことができなかった。
・隣接するみづば幼稚園の園児やボランティアの受け入れ、また外出レクリエーションを積極的に実施したことで、ご利用者と地域との交流機会確保につながった。
・教員を目指す大学生や小学生（次世代育成事業）、初任者研修受講生等の実習を積極的に受け入れ、福祉介護の魅力を知っていただくとともに、多くのご利用者にも喜んでいただくことができた。
・障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についても差別的な取扱いにならないよう意思決定支援などの情報も得ながら取り組んだ。
・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所を併設しており、地域の高齢や福祉に関する課題について取り組みをしやすい施設である。地域の自治会館、消防分団も併設しており、地域の高齢者福祉の拠点として活動できるように引き続き取り組んでいく。